

報告第27号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年12月5日

つくば市長 市原 健一

専決処分第23号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年11月20日

つくば市長 市 原 健 一

和解について

防犯施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成24年9月30日午後7時30分から10月1日午前5時30分の間

2 事故発生の場所

つくば市泊崎49番地7地先 荃崎タイホーBパーキング

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

防犯灯の鋼管柱が柱の根元部分の腐食により市道に隣接する駐車場に倒壊し、  
駐車中の相手方車両を損傷させた。

## 5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し金103,404円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。